富良野市地域公共交通協議会

設立総会議案

日時:令和3年3月15日(月)

場所:富良野市役所 3階 第3会議室

富良野市地域公共交通協議会 設立総会日程

日 時:令和3年3年15日(月)15:30~

場 所:富良野市役所 第3会議室

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 地域公共交通計画とは
- 4. 議事
 - 議案第1号 富良野市地域公共交通協議会規約の制定について
 - 議案第2号 役員の選出について
 - 議案第3号 令和3年度事業計画(案)について
 - 議案第4号 令和3年度収支予算(案)について
- 5. その他
- 6. 閉会

議案第1号

富良野市地域公共交通協議会規約の制定について

富良野市地域公共交通協議会規約(案)

(目的)

第1条 富良野市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定に関する協議及び当該交通計画の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保と利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、富良野市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みを推進するため設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
 - (2) 交通計画の策定及び変更に関する事項
 - (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び検証に関する事項
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
 - (5) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。
- 2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。
 - (1) 富良野市
 - (2) 関連する交通事業者
 - (3) 関連する交通事業者等の運転者が組織する団体
 - (4) 関連する道路管理者
 - (5) 関連する公安委員会
 - (6) 公共交通の利用者
 - (7) 学識経験者
 - (8) そのほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち行政機関の職員である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査委員 2名
- 2 役員は、協議会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会において報告する。

(協議会の運営)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。) は会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の協議にあたっては、関係者の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものと し、議決の方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、 議長がこれを決する。
- 4 委員は、会議に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。この場合において、当該代理人は、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、 必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 7 会議は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議と変えることができる。このとき、議決方法は第3項に準じ、第3項中 「出席者」は「委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠 実な実施に努めるものとする。

(分科会)

- 第8条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、富良野市総務部企画振興課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の改正)

第13条 この規約は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正 については、会長が決定することができる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年3月15日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行後最初の委員(第4条ただし書きに規定する委員を除く)の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(会議の議長の特例)

3 この規約の施行後最初の会議は、第6条第1項中「会長」とあるのは「富良野市地域公共 交通協議会事務局規定第3条に規定する事務局長」と読み替えるものとする。

役員の選出について

富良野市地域公共交通協議会規約第5条の規定により、下記役員の選出を求める。

記

(任期:令和3年3月15日~令和5年3月31日)

1. 会 長	1名	
2. 副 会 長	1名	
3. 監査委員	2名	

※事務局体制

- · 事務局長 富良野市総務部企画振興課長
- ·事務局員 富良野市総務部企画振興課職員

議案第3号

令和3年度事業計画(案)について

- (1) 市内における地域公共交通のあり方について
 - ①富良野市地域公共交通協議会の適宜開催
- (2) 交通計画の策定について
 - ①プロポーザルによる委託事業者の決定
 - ②地域公共交通の現状把握・課題の整理
 - ・関連する法令、計画等の整理
 - ・地域特性の把握
 - ・市民や交通事業者、関係機関の実態及びニーズの把握
 - ③現状把握及び課題整理を踏まえた対応策の検討
 - ④富良野市地域公共交通計画素案の策定
 - 基本方針及び計画期間の検討
 - ・計画の達成度の評価方法等の検討

議案第4号

令和3年度収支予算(案)について

収入の部

(単位:円)

科目	予 算 額	附 記		
1. 負 担 金	5, 812, 000	富良野市		
2. 補 助 金	2, 904, 000	地域公共交通調査等事業費補助金		
3. 繰 越 金	0			
4. 雑 収 入	0			
合 計	8, 716, 000			

支出の部

(単位:円)

科	目	予 算 額		附	記	
1. 会 議	費	0				
2. 事 務	費	4, 000	事務用品			
3. 事 業	費	5, 808, 000	業務委託			5, 808, 000
4. 予 備	費	2, 904, 000				
合	計	8, 716, 000				